

## ○島田市高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議要綱

## (設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、島田市高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

（平29告示149・全改）

## (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に規定する目的を達するために必要な連携及び協力に関すること。
- (2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に規定する目的を達するために必要な連携及び協力に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項の規定により協議を行うこととされた事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者及び障害者の虐待の防止並びに障害を理由とする差別の解消のために必要な事項

（平25告示134・一部改正、平29告示149・旧第3条繰上・一部改正）

## (組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 弁護士又は司法書士
- (4) 民生委員
- (5) 人権擁護委員
- (6) 介護サービスを提供する事業所又は施設の職員

(7) 障害福祉サービスを提供する事業所又は施設の職員

(8) 地域包括支援センターの職員

(9) 静岡県島田警察署の職員

(10) 静岡県中部健康福祉センターの職員

(11) 島田公共職業安定所の職員

(12) 市職員

(13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平25告示134・一部改正、平29告示149・旧第4条繰上・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平29告示149・旧第5条繰上)

(会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

3 会長は、ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(平29告示149・旧第6条繰上・一部改正)

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

(平29告示149・旧第7条繰上)

(服務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平29告示149・旧第8条繰上)

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部包括ケア推進課及び福祉課において

処理する。

(平25告示134・平27告示110・一部改正、平29告示149・旧第9条繰上・一部改正、令2告示32・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示149・旧第10条繰上・一部改正)

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月18日告示第134号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年5月8日告示第110号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年6月6日告示第149号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている島田市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議の委員は、この告示の施行の日に改正後の第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された島田市高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議の委員とみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日において引き続き委嘱され、又は任命されている島田市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和2年3月13日告示第32号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。